

### 第3 地域保健医療対策の推進

#### 1 歯科保健医療対策の推進

##### (1) 地域歯科保健対策

###### ア 現状

- 十勝圏域における乳幼児のむし歯は減少傾向にあり、全道及び全国を下回っています。(表1)

【表1 3歳児の一人平均むし歯数(平成30年度)】 (単位:本)

十勝	全道	全国
0.38	0.51	0.44

(3歳児歯科健康診査結果(平成30年度))

- 十勝圏域における学齢期のむし歯は減少傾向にありますが、全道を下回り全国を上回っている状況にあります。(表2)

【表2 12歳児の一人平均むし歯数(平成30年度)】 (単位:本)

十勝	全道	全国
0.92	1.2	0.74

(十勝総合振興局保健環境部保健行政室「学校定期健康診査結果報告書」(平成30年度)、文部科学省「学校保健統計調査」(平成30年度))

- 十勝圏域における成人(40歳代、50歳代)で、デンタルフロス又は歯間ブラシを使用する人の割合は全道の割合を下回っています。(表3)

【表3 デンタルフロス又は歯間ブラシを使用する人の割合(平成30年度)】 (単位:%)

	十勝	全道
40代	48.0	64.9
50代	48.1	64.1

(十勝総合振興局保健環境部保健行政室「成人歯科健診結果報告書」(平成30年度)、北海道保健福祉部「平成30年度民歯科保健実態調査」)

- 8020(ハチマルニイマル)運動の目標である80歳で20本以上の歯がある人の割合(推定値:75~84歳データ)は、十勝圏域では42.7%であり全道の割合を上回っている状況にあります。(表4)

【表4 75~84歳における一人平均現在歯数並びに20本以上の歯を有する者の割合(平成30年度)】

一人平均現在歯数(単位:本)		20本以上有する者の割合(単位:%)	
十勝	全道	十勝	全道
17.4	14.5	42.7	40.0

(十勝総合振興局保健環境部保健行政室「成人歯科健診結果報告書」(平成30年度)、北海道保健福祉部「平成30年度民歯科保健実態調査」)

###### イ 課題

歯科保健対策は生涯を通じた取組が重要であり、乳幼児期におけるこれまでの取組を継続

するとともに、学齢期や成人期における対策の充実が求められています。

#### ウ 施策の方向と主な施策

##### (ア) 地域歯科保健対策への支援

- むし歯予防のため保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進します。
- 歯周病予防のため、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保に努めます。
- 低栄養と誤嚥性肺炎の予防のため、高齢者に対する口腔ケア提供体制の整備や、早期から介護予防の取組を行うことにより、オーラルフレイル\*への対策に努めます。

\*歯や口腔の健康への関心度が低下し、歯周病やむし歯を放置したり、滑舌の衰え、食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食品の増加など、ささいな「口の衰え」による食欲低下や食事バランス等の悪化が見られる状態。

##### (イ) 8020運動の推進

十勝歯科医師会等と連携しながら、様々な機会を通じ、歯の健康づくりに関する普及啓発に努めます。

#### (2) 障がい者等歯科保健医療

##### ア 現 状

- 十勝歯科医師会が運営している十勝歯科保健センターにおいて、障がい者歯科診療を行っています。(診療日：第2・第4土曜日、第3水曜日、令和2年度実績：254名)

	住 所	電話番号
十勝歯科保健センター	帯広市東7条南9丁目 15-3	0155-25-2172

- 保健所は、一般診療では対応困難な難病患者・障がい者などに対し、訪問を含めた歯科健診・保健指導等の専門的な歯科保健サービスを実施しています。
- 十勝圏域では、地域において障がいのある者のかかりつけ歯科医を育成、指定する「北海道障がい者歯科医療協力医制度」(平成17年度創設)により、1市4町に12人が指定されています。(令和3年4月現在)
- 十勝圏域においては、病院等で摂食嚥下に対して、相談、指導、検査、治療等を行っています。

##### イ 課 題

- 在宅で療養している障がい者に対する訪問歯科体制の充実が求められています。
- 北海道障がい者歯科医療協力医制度について、協力医配置市町村の増加や制度の周知が求められています。
- 摂食嚥下障害の理解と周知が求められています。
- 摂食嚥下外来のさらなる充実が求められています。

#### ウ 施策の方向と主な施策

- 十勝歯科医師会等と連携を図りながら、地域における障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健対策の充実を努めます。
- 北海道障がい者歯科医療協力医制度の充実に努めます。
- 摂食嚥下障害の理解を深めるため、研修会の開催などによる普及啓発に努めます。
- 摂食嚥下障害に対して、市町村や十勝歯科医師会等と連携を図り、生活の質(QOL)の向

上に努めます。

### (3) へき地における歯科保健医療

#### ア 現 状

- 令和元年10月31日現在、無歯科医地区は17地区あり、1,569人が居住しています。
- 十勝圏域には、町村が設置する過疎地域特定診療所（歯科診療所）が3か所（豊頃町歯科診療所、忠類歯科診療所、更別村歯科診療所）となっています。（平成30年2月1日現在）

#### イ 課 題

無歯科医地区において、歯科保健医療を確保することが求められています。

#### ウ 施策の方向と主な施策

- 訪問歯科診療体制が充実するよう、十勝歯科医師会と連携し歯科保健医療サービスの確保に努めます。
- 過疎地域等特定診療所（歯科診療所）の施設・設備の整備について今後とも支援を行います。

### (4) 高次歯科医療及び休日救急歯科医療

#### ア 現 状

- 十勝圏域には、口腔悪性腫瘍患者や全身疾患等を有する患者への歯科医療など、高度な歯科医療に対応する歯科口腔外科を標ぼうする病院歯科（以下「病院歯科」という。）が、4か所あります。（令和3年4月現在）
- 休日救急歯科医療は、十勝歯科保健センターにおいて、日曜日・祝祭日・年末年始に十勝歯科医師会会員の輪番制により確保されています。

#### イ 課 題

要介護高齢者や難病患者等の適切な歯科医療の確保を図るため、病院歯科等の高次歯科医療機関と歯科診療所との病診連携が求められています。

#### ウ 施策の方向と主な施策

適切な高次歯科医療の提供を図るため、市町村や十勝歯科医師会等と連携しながら、適切な病診連携の充実に努めます。

